

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第2号

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又

は発行を受ける者を識別することができるもの

第7条中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。第16条において同じ。）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等

第16条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 要配慮個人情報の取扱いの有無

第19条第1項第2号中「から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第16条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

### （準備行為）

- 2 実施機関は、改正後の第7条の規定により大和市個人情報保護審査会の意見を聴くこととされる事項については、この条例の施行の日前においても、大和市個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(大和市情報公開条例の一部改正)

3 大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「電磁的方式」を「磁気的方式」に、「によって」を「によっては」に改める。

第7条第1号中「から特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得る」を「に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。